

[事案 2024-298] 入院一時金支払等請求

・令和 8 年 2 月 13 日 和解成立

<事案の概要>

重大事由により契約を解除され、入院一時金が支払われなかったこと等を不服として、入院一時金の支払いと解除の取消し等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和 5 年 7 月に脱水症により入院したため、同月に契約した組立型保険にもとづき入院一時金を請求したところ、入院一時金が支払われた。さらに、令和 6 年 3 月に睡眠時無呼吸症候群により入院したため、入院一時金を請求したところ、重大事由により契約を解除され、入院一時金の支払いが拒まれるとともに、既に支払われた入院一時金の返還を求められた。しかし、以下の理由により、入院一時金を支払うとともに、既に支払われた入院一時金の返還義務がないことを確認してほしい。

- (1) 令和 6 年 3 月に保険会社が契約状況の調査を行った結果、重大事由に該当することが判明したのであれば、重大事由の発生が契約時である令和 5 年 7 月とされることは、保険会社にとって都合がよすぎる判断である。
- (2) 契約時に入院一時金の累計額や重大事由に関わる内容に関する話は一切なかった。
- (3) 家族が多く、自営業であることから、不安に思っただけで保険を増やしたものである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人の他社の保険の加入状況を確認したところ、他社の保険契約を含めた 5 件の保険契約に係る入院一時金の合計額は 110 万円と過大であることが判明した。
- (2) 契約前の 5 年以内に行った 3 回の入院について告知がなかった。
- (3) 契約後、すぐに「脱水症」での入院を企図し、病院を受診した疑念もある。
- (4) 以上から、約款上の重大事由による解除事由に該当すると判断した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の保険加入状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。